

水道事業の事業評価に関する最近の動き

総務省『政策評価の点検の結果(客観性担保評価活動)』

<平成20年度：http://www.soumu.go.jp/main_content/000026608.pdf>

- ・過去30年間の実績値を用いた時系列傾向分析により一人一日当たりの使用水量の推計を行い、相関係数が最も高く、将来の原単位の増加割合が最も小さい推計式による推計結果を採用しているとのことであるが、直近10年間の実績値はほぼ横ばいであり、増加幅が大きく減少している近年の実績値の動向を踏まえて推計を行うべき
- ・直近の実績値や水使用実態を勘案した適切な水需要予測がなされるよう、引き続き必要な確認を行うことに留意する

<平成21年度：http://www.soumu.go.jp/main_content/000060815.pdf>

- ・今回の再評価について、便益算定方法を変更したことの説明を十分に行うべき
- ・今回の便益算定方法は回避支出法によるとしているが、マニュアルにおける回避支出法の記述から読み取することは困難
- ・「水道事業の費用対効果分析マニュアル」における節水率の算定式は、資料集と算定事例とで記載されている式が異なる

総務省『公共事業の需要予測等に関する調査に基づく勧告』

<平成20年8月8日 勧告

：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080807_2_3.pdf>

公共事業を所管する総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省に対して、次の点を踏まえ公共事業の需要予測等の精度の向上に取り組むよう勧告

需要予測等の実施に当たっては、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を考慮するほか、

- ・需要予測等に用いた数値の根拠や算出過程を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。
- ・時期を失せず需要予測等の見直しが実施されるよう、見直し時期を設定すること。
- ・需要予測値と実績値がかい離している場合には、原因分析を行い、その結果を事業に反映させること。
- ・需要予測等の実施方法等に関する情報を国民に分かりやすい形で公開すること。など

総務省『政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン』

<平成22年5月28日 公表

：http://www.soumu.go.jp/main_content/000067741.pdf>

「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえて、評価書の作成等について標準的な指針を示す

行政刷新会議『事業仕分け』

<平成21年11月12日 会場での議論

： <http://www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/pdf/nov12gijigaiyo/1-14.pdf>>

農業用水、工業用水の転用、地下水、漏水対策等も考慮した評価を行うべき。これらについて、費用対効果分析マニュアルに反映させ、ダム事業を抑制すべき。

会計検査院『平成21年度決算検査報告』

<平成22年11月5日 国土交通省（ダム建設事業）に対して意見を表示

： http://www.jbaudit.go.jp/report/all/pdf/fy21_05_17_18.pdf>

評価時点より前に計上されるダム建設費等について、社会的割引率を用いて現在価値化することを明確にすること

その他

5%給水制限率など、低い給水制限率においては、自主節水等により実際は減・断水被害は発生しておらず、今のマニュアルは過大に便益を算定していないか

国土交通省『公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針』

<平成20年6月30日 改正

： http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/130206_.html>

CO₂削減効果を貨幣換算するための原単位および支払い意思額を基にした人命価値（精神的損失）の評価方法を示す

<平成21年6月30日 改正

： <http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/090601/0906012.html>>

公共事業評価における需要予測等に関して情報開示する具体的内容を示す

国土交通省『今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ』

<平成22年9月27日 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

： http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/index.html>

- ・ 今後、この「中間とりまとめ」に示した共通的な考え方に従って、個別のダム事業が点検されるとともに、幅広い治水対策案等を立案し評価されるプロセスを経て、予断を持たずに検証が進められ、必要な安全度を確保しつつも、よりコストが低い治水対策案等が見出されることを強く求めるもの
- ・ 利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量、代替案等について点検・確認を行うよう要請するとともに、検討主体においてその妥当性について確認するとともに、代替案についても検討
- ・ 検討主体においては、治水と利水等をあわせて総合的な評価を実施

水道事業の事業評価への主な意見とそれへの対応方法(案)

事業評価への主な意見等

■ 評価に関する情報の取扱いについて
(総務省「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」)
・情報の公表に関する基本的な事項について

■ 代替案の取扱いについて
(行政刷新会議「事業仕分け」)
・水利権の転用等についても考慮した評価の実施

■ 需要予測にあたっての留意事項
(総務省「政策評価の点検の結果」、「公共事業の需要予測等に関する調査に基づく勧告」)
・需要予測の精度向上について など

■ 便益算定方法の明確化
(総務省「政策評価の点検の結果」)
・便益の算定方法を明確にすべき
・便益の算定方法を変更したことの説明を十分に行うこと
・給水制限率(節水率)の算定式について

■ 社会的割引率について
(会計検査院「平成21年度決算検査報告」)
・評価時点より前の建設費等についても社会的割引率を用いること

■ 低い給水制限率の扱いについて
(その他)
・低い給水制限率において便益を算定するのは過大評価ではないか

□実施要領(健康局長通達) ⇒ 改正

- 第1 趣旨
- 第2 対象事業及び実施時期
- 第3 評価の実施体制と手順
- 第4 評価の内容及び資料の保存
- 第5 評価の結果に基づく対応
- 第6 評価結果等の公表
- 第7 その他
- 第8 施工期日

意見を踏まえて
改正するとともに、要領、細目に重複する等、
分かりにくかった部分を修正

□実施細目(水道課長通達) ⇒ 改正

- 第1 評価の対象とする事業の範囲
- 第2 評価の単位の取り方
- 第3 再評価時期
- 第4 評価の内容
- 第5 評価の結果に基づく対応評価に関する資料の保存

○解説と運用 ⇒ 新規策定

具体的な評価の手順や、費用対効果分析以外の評価の内容(特に代替案立案など)などについて詳細に記載するなど、要領、細目を解説・補完することにより、より適切に、より容易に事業評価が行われるように新たに策定する。

なお、費用対効果分析については、マニュアルを参考にする。

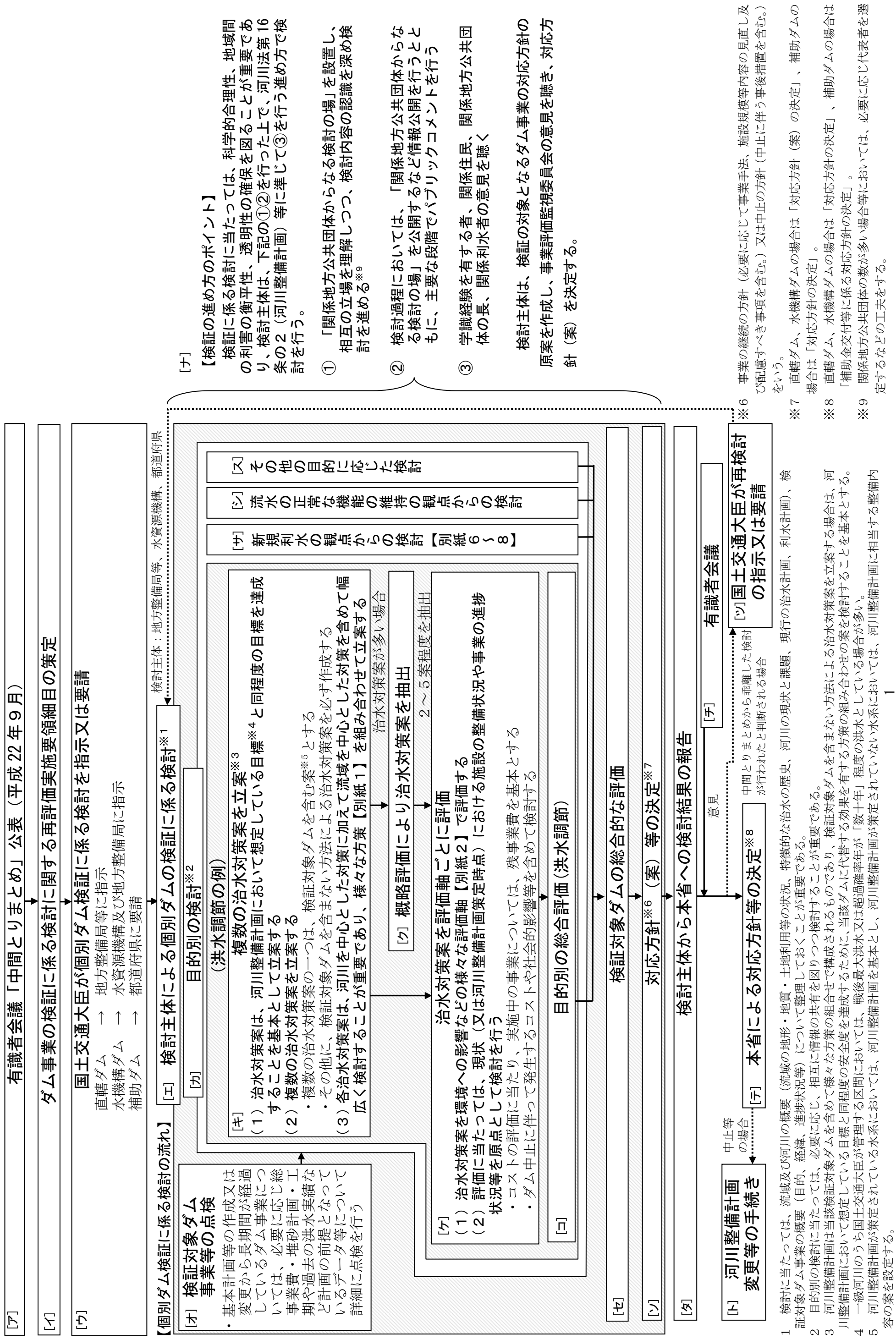
□水道事業の費用対効果マニュアル ⇒ 改訂

事業評価への主な意見などを踏まえ、よりわかりやすくするため構成の見直し、費用対効果分析の手法の一部改正等、算定事例の充実を図る。

- ・需要予測にあたっての留意事項の充実
- ・便益算定方法の明確化
- ・現在価値化の方法の改訂
- ・年次算定法の充実 など

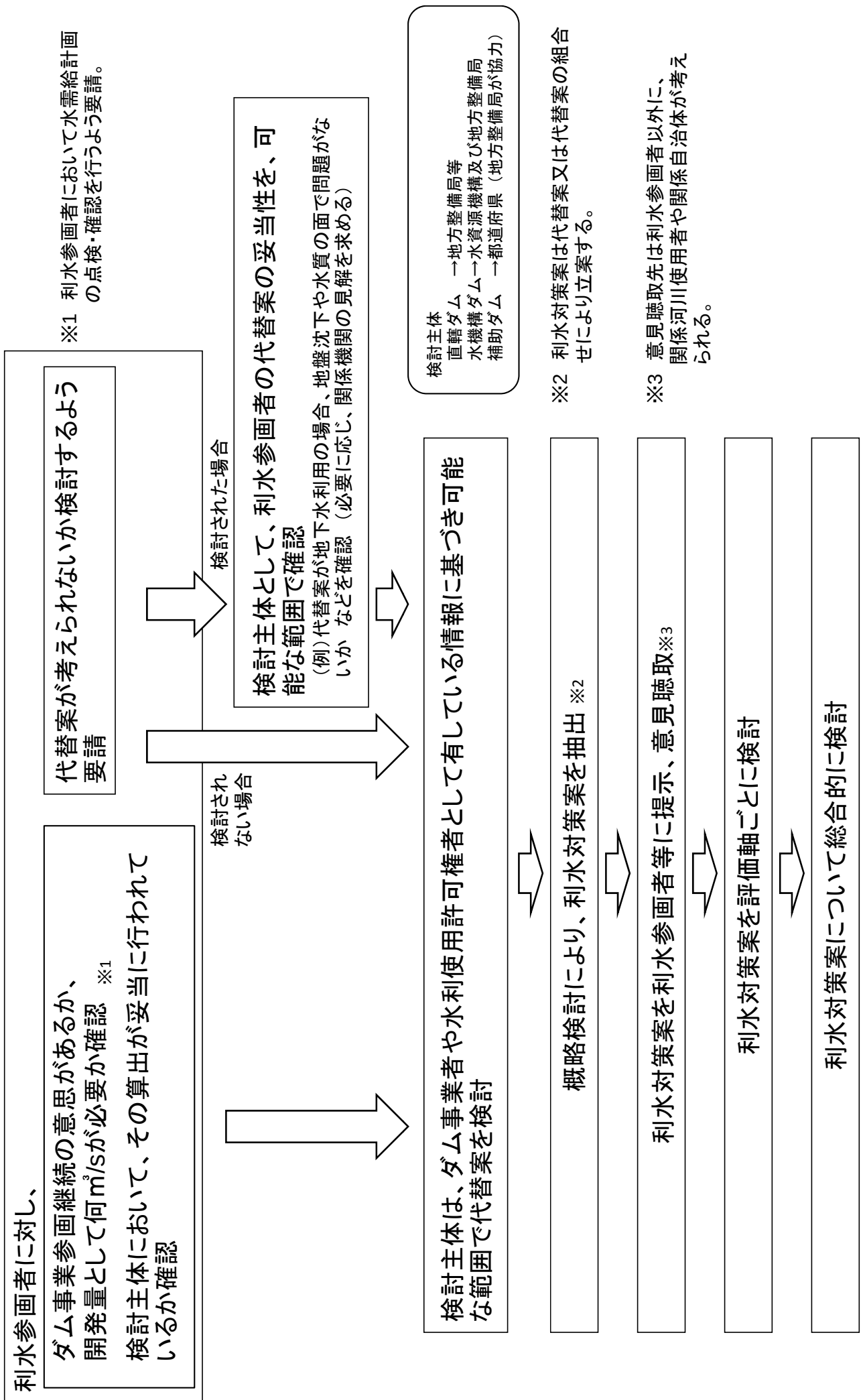
個別ダム検証の進め方等

- 個別ダムの検証は、下図のような流れで行うこととしてはどうか
※なお、今後の治水理念の構築については、別途検討する



個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討

【別紙6】



利 水 代 替 案

	方 策	概 要 等	利水上の効果等	
			効果を定量的に見込むことが可能か	取水可能地点 ※導水路の新設を前提としない場合
検 証 対 象	ダム	河川を横過して専ら流水を貯留する目的で築造される構造物である。多目的ダムの場合、河川管理者が建設するダムに権原を持つことにより、水源とする。また、利水単独ダムの場合、利水者が許可工作物として自らダムを建設し、水源とする。	可能	ダム下流
	河口堰	河川の最下流部に堰を設置することにより、淡水を貯留し、水源とする。	可能	湛水区域
	湖沼開発	湖沼の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行って貯水池としての役割を担わせ、水源とする。	可能	湖沼地点下流
	流況調整河川	流況の異なる複数の河川を連絡することで、時期に応じて、水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させることにより、水の有効活用を図り、水源とする。	可能	接続先地点下流
供給面（河川区域内）の対応	河道外貯留施設（貯水池）	河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。	可能	施設の下流
	ダム再開発（かさ上げ・掘削）	既存のダムをかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保し、水源とする。	可能	ダム下流
	他用途ダム容量の買い上げ	既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて新規利水のための容量とすることで、水源とする。	可能	ダム下流
	水系間導水	水量に余裕のある水系から導水することで水源とする。	可能	導水先位置下流
供給面（河川区域外）の対応	地下水取水	伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。	ある程度可能	井戸の場所 （取水の可否は場所による）
	ため池（取水後の貯留施設を含む。）	主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする。	可能	施設の下流
	海水淡水化	海水を淡水化する施設を設置し、水源とする。	可能	海沿い
	水源林の保全	主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。	—	水源林の下流
需要面・供給面での総合的な対応が必要なもの	ダム使用権等の振替	需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える。	可能	振替元水源ダムの下流
	既得水利の合理化・転用	用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する。	ある程度可能	転用元水源の下流
	渇水調整の強化	渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う。	—	—
	節水対策	節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。	困難	—
	雨水・中水利用	雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の推進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。	困難	—

●各地方で個別ダムの検証に係る検討を行う場合には、【別紙 1】に掲げる方策を組み合わせて立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次表のような評価軸で評価する。

評価軸		評価の考え方	従来の代替案検討※1	評価の定量性※2	備考
目標		●利水参画者に対し、開発量として何m3/s必要かを確認することともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか	○	○	利水参画者に対し、開発量として何m3/s必要かを確認することともに、その算出が妥当に行われているかを確認の上、その量を確保することを基本として利水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。
		●段階的にどのような効果が確保されていくのか	－	△	例えば、地下水取水は対策の進捗に伴って段階的に効果を発揮していくが、ダムは完成するまでは効果を発現せず、完成し適用して初めて効果を発揮することになる。このような各方案の段階的な効果の発現の特性を考慮して、各利水対策案について、対策実施手順を想定し、一定の期限後にどのような効果を発現しているかについて明らかにする。
		●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか （取水位置別に、取水可能性がどのように確保されるか）	△	△	例えば、地下水取水は、主として事業実施箇所付近において効果を発揮する。また、ダム、湖沼開発等は、下流域において効果を発揮する。このような各方案の特性を考慮して、各利水対策案によって効果が及ぶ範囲が異なる場合は、その旨を明らかにする。
		●どのような水質の用水が得られるか	△	△	各利水対策案について、得られる見込みの用水の水質をできるかぎり定量的に見込む。用水の水質によっては、利水参画者の理解が得られない場合や、利水参画者にとって浄水コストがかさむ場合があることを考慮する。
		※なお、目標に関しては、各種計画との整合、渇水被害抑制、経済効果等の観点で適宜評価する。			
コスト		●完成までに要する費用はどのくらいか	○	○	各利水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。
		●維持管理に要する費用はどのくらいか	○	○	各利水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。
		●その他の費用（ダム中止に伴って発生する費用等）はどれくらいか	－	○	その他の費用として、ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。
		※なお、コストに関しては、必要に応じ、直接的な費用だけでなく関連して必要となる費用についても明らかにして評価する。			例えば、既に整備済みの利水専用施設（導水路、浄水場等）を活用できるか確認し、活用することが困難な場合には、新たに整備する施設のコストや不要となる施設の処理に係るコストを見込む。
		●土地所有者等の協力の見通しはどうか	－	△	用地取得や家屋移転補償等が必要な利水対策案については、土地所有者等の協力の見通しについて明らかにする。
実現性※3		●関係する河川使用者の同意の見通しはどうか	－	△	各利水対策案の実施に当たって、調整すべき関係する河川使用者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係する河川使用者とは、例えば、既存ダムの活用（容量の買い上げ・かさ上げ）の場合における既存ダムに権利を有する者、水需要予測見直しの際の既得の水利権を有する者、農業用水合理化の際の農業関係者が考えられる。
		●発電を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか	－	△	発電の目的を有する検証対象ダムにおいて、当該ダム事業以外の利水対策案を実施する場合には、発電を目的としてダム事業に参画している者の目的が達成できなくなることになるが、その者の意見を聴くとともに、影響の程度をできる限り明らかにする。
		●その他の関係者との調整の見通しはどうか	－	△	各利水対策案の実施に当たって、調整すべきその他の関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。その他の関係者とは、例えば、利水参画者が用水の供給を行っている又は予定している団体が考えられる。
		●事業期間はどの程度必要か	△	△	各利水対策案について、事業効果が発揮するまでの期間をできる限り定量的に見込む。利水参画者は需要者に対し供給可能時期を示しており、需要者はそれを見込みつつ経営計画を立てることから、その時期までに供給できるかどうかが重要な評価軸となる。
		●法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	※4	－	各利水対策案について、現行法制度で対応可能か、関連法令に抵触することがないか、条例を制定することによって対応可能かなど、どの程度実現性があるかについて見通しを明らかにする。
		●技術上の観点から実現性の見通しはどうか	※4	－	各利水対策案について、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保するための施設を設計するために必要な技術が確立されているか、現在の技術水準で施工が可能かなど、どの程度実現性があるかについて見通しを明らかにする。
		●将来にわたって持続可能といえるか	－	△	各利水対策案について、恒久的にその効果を維持していくために、将来にわたって定期的な監視や観測、対策方法の調査研究、関係者との調整等をできる限り明らかにする。例えば、地下水取水には地盤沈下についての定期的な監視や観測が必要となる。
		●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	○	△	各利水対策案について、土地の買収、家屋の移転に伴う個人の生活や地域の経済活動、コミュニティ、まちづくり等への影響の観点から、事業地及びその周辺にどのような影響が生じるか、できる限り明らかにする。また、必要に応じ対象地域の人口動態と対策との関係を分析し、通疎化の進行等への影響について検討する。なお、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
		●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか	－	△	例えば、河道外貯留施設（貯水池）やダム等によって広大な水面ができること、観光客が増加し、地域振興に寄与する場合がある。このように、利水対策案によっては、地域振興に効果がある場合があるので、必要に応じ、その効果を明らかにする。
		●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか	－	－	例えば、ダム等は建設地付近で用地買収や家屋移転補償を伴い、受益するは下流域であるのが一般的である。一方、地下水取水等は対策実施箇所と受益地が比較的近接している。各利水対策案について、地域間でどのように利害の衡平にどのように配慮がなされているか、できる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
地域社会への影響		●水環境に対してどのような影響があるか	△	△	各利水対策案について、現況と比べて水量や水質がどのように変化するのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
		●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか	－	△	各利水対策案について、現況と比べて地下水位にどのような影響を与えるか、またそれにより地盤沈下や地下水の塩水化、周辺の地下水利用にどのような影響を与えるか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
		●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか	△	△	各利水対策案について、地域を特徴づける生態系や動植物の重要な種等への影響がどのように生じるのか、下流河川も含めた流域全体での自然環境にどのような影響が生じるのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
		●土砂流動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのような影響するか	△	△	各利水対策案について、土砂流動がどのように変化するのか、それにより下流河川や海岸における土砂の堆積又は侵食にどのような変化が生じるのか、利用でできるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
		●景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるか	△	△	各利水対策案について、景観がどう変化するのか、河川や湖沼での野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動がどのように変化するのかでできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
		●002排出負荷はどうか	－	△	各利水対策案について、対策の実施及び河川・ダム等の管理に伴う002の排出負荷の概略を明らかにする。例えば、海水淡水化や長距離導水の実施には多大なエネルギーを必要とすること、水力発電用ダム容量の買い上げや発電を目的に含むダム事業の中止は火力発電の増強を要するなど、エネルギー政策にも影響する可能性があることに留意する。
		●その他	△	△	以上の項目に加えて特筆される環境影響があれば、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。
環境への影響					

※1 ○：評価の視点としてよく使われてきている、△：評価の視点として使われている場合がある、－：明示した評価はほとんど又は全く行われてきていない。

※2 ○：原則として定量的評価を行うことが可能、△：主として定性的に評価をせざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある、－：定量的評価が直には困難

※3 「実現性」としては、例えば、達成しうる安全度が著しく低くないか、コストが著しく高くないか、持続性があるか、地域に与える影響や自然環境へ与える影響が著しく大きくないかが考えられるが、これらについては、実現性以外の評価軸を参照すること。

※4 これまで、法制度上又は技術上の観点から実現性が乏しい案は代替案として検討しない場合が多かった。

各地方整備局等及び水資源機構の検討状況

(平成23年2月10日現在)

検討主体	事業名	段階	目的	項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北海道	幾春別川総合開発 (新桂沢ダム、三笠ぼんべつダム)	転流工工事	多	検討の場			 第1回			
				利水参画者照会			 利水参画者照会			
	沙流川総合開発 (平取ダム)	生活再建工事	多	検討の場			 第1回			
				利水参画者照会			 利水参画者照会			
	サンルダム	生活再建工事	多	検討の場			 第1回			
				利水参画者照会			 利水参画者照会			
東北	成瀬ダム	転流工工事	多	検討の場		 第1回				
				利水参画者照会		 利水参画者照会				
	鳴瀬川総合開発 (田川ダム)	調査・地元説明	多	検討の場		 第1回			 第2回	
				利水参画者照会		 利水参画者照会				
	鳥海ダム	調査・地元説明	多	検討の場		 第1回				
				利水参画者照会		 利水参画者照会				
関東	ハッ場ダム	転流工工事	多	検討の場	 第1回幹事会	 第2回幹事会		 第3回幹事会	 第4回幹事会	
				利水参画者照会	 利水参画者照会					
	霞ヶ浦導水	(工事中)	多	検討の場			 第1回幹事会			
				利水参画者照会				 利水参画者照会		
	荒川上流ダム 再開発	調査・地元説明	多	検討の場						
	吾妻川上流 総合開発	調査・地元説明	多	検討の場						
利根川上流ダム群 再編	調査・地元説明	治	検討の場							
北陸	利賀ダム	生活再建工事	多	検討の場		 第1回				
				利水参画者照会		 利水参画者照会				
中部	設楽ダム	生活再建工事	多	検討の場		 第1回				
				利水参画者照会		 利水参画者照会				
	新丸山ダム	生活再建工事	多	検討の場			 第1回幹事会			
				利水参画者照会			 利水参画者照会			
三峰川総合開発 (戸草ダム)	調査・地元説明	多	検討の場							
近畿	大戸川ダム	生活再建工事	多	検討の場				 第1回幹事会		
	足羽川ダム	調査・地元説明	治	検討の場			 第1回幹事会			
四国	中筋川総合開発 (横瀬川ダム)	転流工工事	多	検討の場		 第1回幹事会				
				利水参画者照会			 利水参画者照会			
山鳥坂ダム	調査・地元説明	治	検討の場		 第1回幹事会					
九州	大分川ダム	転流工工事	多	検討の場			 準備会		 第1回	
				利水参画者照会			 利水参画者照会			
	立野ダム	生活再建工事	治	検討の場			 準備会	 第1回		
	本明川ダム	調査・地元説明	多	検討の場			 準備会			
				利水参画者照会			 利水参画者照会			
	筑後川水系 ダム群連携	調査・地元説明	不特定	検討の場			 準備会			
	城原川ダム	調査・地元説明	多	検討の場			 準備会			
七滝ダム	調査・地元説明	多	検討の場							
水機構 関東	思川開発	転流工工事	多	検討の場			 第1回幹事会			
				利水参画者照会				 利水参画者照会		
水機構 中部	木曽川水系 連絡導水路	(調査中)	多	検討の場			 第1回幹事会			
				利水参画者照会		 利水参画者照会				
水機構 近畿	丹生ダム	生活再建工事	多	検討の場				 第1回幹事会		
	川上ダム	転流工工事	多	検討の場				 第1回幹事会		
利水参画者照会						 利水参画者照会				
水機構 九州	小石原川ダム	生活再建工事	多	検討の場			 準備会			
				利水参画者照会			 利水参画者照会			

※ 検討の場は、30事業のうち25事業で設置（）、利水者参画照会は、19事業の内18事業で照会（）

事 務 連 絡
平 成 2 2 年 9 月 3 0 日

〔 各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 〕 御中

厚生労働省健康局水道課

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめの公表について

日頃から水道行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成 21 年 12 月 3 日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成 22 年 9 月 27 日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定されました。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

中間とりまとめには、今後の治水対策の方向性や、個別ダムの検証にあたっての手順、評価軸などが示されています。また、検証は治水だけでなく、新規利水の観点からの検討も行うことになっており、利水代替案や評価軸などが示されています。

今後の水道行政の推進や水道に関する計画の検討、策定等にあたって参考となると考えますので、お知らせいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知をお願いします。また、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業に参画する水道事業者に対しては別添についてもあわせて周知をお願いします。

本件問い合わせ先
厚生労働省健康局水道課
中須賀、山田
電話03(5253)1111 内線4010、4014

個別ダムの検証にあたってのお願い

中間とりまとめが策定されたことを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業（以下、検証ダム）について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成22年9月28日になされました。

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討が行われます。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされます。利水参画者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認がなされます。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされます。その後、検討主体においては、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針（案）等を決定し、国土交通大臣に報告がなされます。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされますが、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要請がなされます。

つきましては、検証ダムに参画している水道事業者におかれましては、検討主体から各種の要請がなされた場合においては予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願い申し上げます。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整するようお願い申し上げます。